

改正案	現行
<p>（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）            第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。            一～十二（略）            十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）            2（略）            （公開買付届出書の添付書類）            第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。            一～十二（略）            十三 第二号様式記載上の注意⑤dに規定する第三者について第二</p>	<p>（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）            第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。            一～十二（略）            （新設）            2（略）            （公開買付届出書の添付書類）            第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。            一～十二（略）            （新設）</p>

<p>号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面(当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公開買付説明書の作成等)</p> <p>第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第二号様式記載上の注意⑤dに規定する第三者に係る事業内容の概要の確かつ簡明な説明(当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(公開買付説明書の作成等)</p> <p>第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～5 (略)</p>
--	--

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u></p> <p>_____ 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>公開買付者(1) <u>氏名又は名称</u></p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 _____</p> <p>(略)</p>	<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u></p> <p>_____ 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>公開買付者(1) <u>氏名又は名称</u> ㊞</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 _____</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式  (略)  (記載上の注意)  (1)～(4) (略)  (5)買付け等の目的  買付け等の目的について具体的に記載すること。  たとえば、  a～c (略)  d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項(「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。)を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。(17)及び(32)において同じ。)に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。  e (略)  (6)～(16) (略)  (17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項  a (略)  b 公開買付者が継続開示会社に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。  (18)～(35) (略)</p>	<p>第二号様式  (略)  (記載上の注意)  (1)～(4) (略)  (5)買付け等の目的  買付け等の目的について具体的に記載すること。  たとえば、  a～c (略)  d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項(「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。)を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。  e (略)  (6)～(16) (略)  (17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項  a (略)  b 公開買付者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。(32)において同じ。)に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。  (18)～(35) (略)</p>